

行政の焦点



算しない。

(注2) 別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件となります。なお、通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約からが対象となり、平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含まれません。

2. 「雇止め法理」の

に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結されたとみなす）ことです。

3. 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違することになります。（平成25年4月1日から施行）

から施行となります。

また、この労働契約法の改正を受けて、労働基準法施行規則第5条にも

約締結時の労働条件の明示について、これまでの

契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を

更新する場合の基準」も

書面の交付によつて明示しなければならないこと

となります。（平成25年4月1日から施行）

なお、詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載のパンフレット等によりご確認ください。

労働契約法が改正されました

1. 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

法定化
雇止め法理（判例法理）

がそのままの内容で条文化されました。

（有期労働契約とは、「有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合（注1）」は、労働者の申込みにより、無期労働契約（注2）に転換します。

（注1）原則として、6か月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間を通じて、前と同様の呼称にかかわらず、対象となります）

これら3点の法改正の施行日について、2つに在している場合は、または有期労働契約の期間満了後、雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようすに、新規契約の適正な利用のためのルールが整備されました。（平成24年8月10日公布）

（有期労働契約とは、「有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合（注1）」は、労働者の申込みにより、無期労働契約（注2）に転換します。

（注1）原則として、6か月以上の空白期間（クーリング期間）があるときは、前の契約期間を通じて、前と同様の呼称にかかわらず、対象となります）

（注2）編集より 厚生労働省のパンフレット掲載場所は、当協会ホームページのリンク一覧からもご覧いただくことができます。また本誌1月号の『質問にお答えします』、今号に同封の『労働条件契約書』のひな形も併せてご覧ください。